

米国とイスラエルのイラン攻撃に反対し、中東での停戦と和平を求めるアピール

一、米国とイランの間の核協議がオマーンなどでおこなわれているさなかの二月二十八日、米国とイスラエルは、突然イランをミサイル攻撃した。この攻撃で最高指導者ハメネイ師を殺害したのみならず、多くの人々を死傷させている。そして米トランプ大統領は、イラン国民に対し「自国の政府を乗っ取れ」と公然と体制転覆を呼びかけている。

この先制攻撃や、他国の体制転換を狙った行動は、国連憲章や国際法に反するものであり、第二次大戦後、各国が国際交渉のうえに積み重ねてきた平和の原則を乱暴に踏みにじるものである。米国とイスラエルは軍事施設を標的にしたと主張するが、実際には多くの民間人が攻撃され殺されている。トランプ大統領は「外交努力は尽きた」としてこの先制攻撃をおこなったが、どんな理由があるにせよ、このような先制攻撃は許されない。

二、一方イランはイスラエルおよび周辺諸国の米軍基地や油田への報復攻撃を行っている。中東地域の米軍基地は、イランを包囲するように配置されておりこの報復攻撃により、米軍だけでなく周辺諸国の民間人も死傷している。

先制攻撃から三週間が経過した現在では、この双方の攻撃は長期化の様相を呈し、イランはホルムズ海峡を事実上封鎖して収拾がつかない状況に陥っている。

三、アメリカとイスラエルの攻撃に対し、欧州各国の首脳はこれを批判する見解を示し非協力を表明したが、日本の高市首相は「国際法上の評価ができない」「法的評価は控える」として、米国を批判していない。反面、イランの報復攻撃に対しては非難を表明し、事態の沈静化を求めている。

さらに、三月十九日に訪米した高市首相は日米首脳会談で「世界中に平和と繁栄をもたらせるのはドナルドだけだ 諸外国に働きかけてしっかりと応援したい」とのべ事実上アメリカ、イスラエルへの支持を表明した。

四、米国とイスラエルの攻撃は国連憲章第五条に沿ったものだと、米政権は主張しており、日本政府もこれを追認している。しかし、同憲章の同条は、武力攻撃が発生した場合に個別的集団的自衛権を行使できるとするものであり、先制攻撃を擁護するものではない。国連憲章はすでに前文と第一章において平和の原則を明確に規定しており、国際紛争の平和的解決、武力による威嚇または武力の行使を慎む事を明記している。今回の先制攻撃を正当化するために国連憲章第五条を援用するのは、まったくの筋違いである。

一方国連安全保障理事会は、今回のアメリカとイスラエルのイランへの先制攻撃に言及せず、イランによっておこなわれた報復攻撃のみを非難する決議を採択した。先制攻撃を何ら批判せず、報復攻撃のみを取り上げて非難するのは一方的であり、不公平である。

五、イランへの攻撃が激化する中でイスラエルはヒズボラへの攻撃と称してレバノン南

部を地上侵攻、空爆をおこなっている。これにより一〇〇〇人以上が殺害され、百万人以上が避難民となっている。

戦闘行為の拡大は、中東と世界の平和安定に深刻な打撃をもたらすものである。

六、第二次大戦後、日本とイランは平和的で良好な関係を構築してきた。一九七九年のテヘラン、アメリカ大使館占拠事件、そしてその後の米国・イラン国交断絶の時も、日本政府は仲介をおこない、イランとの友好的な関係を継続してきた。

この友好関係を大切にし、日本政府は今こそ平和憲法を持つ国として平和の仲介をおこない停戦・和平のために全力を尽くすべきである。

沖縄日本から米軍基地をなくす草の根運動は、次の事を表明する。

- ・米国、イスラエルによるイランへの攻撃を強く非難し、その中止を求める。
- ・日本政府に対し、米国追従をやめ、米国の暴挙を追認するのではなく明確に批判し、平和憲法を持つ国の政府として停戦・和平のために全力を尽くすことを求める。
- ・この戦争に反対し、平和を望むすべての人々に、国際秩序を取り戻すために声を上げ、私たちと共に行動することを心から呼びかける。

二〇二六年三月 沖縄日本から米軍基地をなくす草の根運動